

溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者の皆様へ

「建築高力ボルト接合管理技術者」登録申請手続きのご案内

平成21年度特例措置

社団法人日本鋼構造協会建築鉄骨品質管理機構では、「建築高力ボルト接合管理技術者」資格制度を平成10年度より実施しておりますが、本制度の実施にあたり、既に特定の資格を保有されている技術者について、本機構の実行委員会が実施する資格認定審査を受けることなく当該資格を取得することができる特例措置を設けております。

今般、平成21年度特例措置として、「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者資格保有者」を対象に、認定登録申請を開始いたしましたのでご案内いたします。

「建築高力ボルト接合管理技術者」資格は、「溶融亜鉛めっき高力ボルト接合管理技術者」資格を保有しているだけでは取得することが出来ません。社団法人日本鋼構造協会建築鉄骨品質管理機構に認定登録申請を行い（申請書の提出）、本機構の認定委員会で認定され、建築高力ボルト接合管理技術者として登録された後、「建築高力ボルト接合管理技術者認定登録証」の交付を受けることにより本技術者として認められ、本資格者として業務に従事することができます。

■ 特例を受けられる資格名称・資格認定団体・要件

資格の名称：溶融亜鉛めっき高力ボルト接合施工技術者（技能者は対象となりません）

認定団体名：溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会

特例の要件：認定登録申請時点で上記資格の有効期限内であること。

■ 認定登録申請の受付・認定登録年月日・認定登録手数料等

認定登録申請受付期間：平成21年10月19日～12月18日（当日消印有効）

認定登録年月日：平成22年4月1日

認定登録手数料：5,250円（消費税込）

登録の有効期間：3年間（以降は3年毎に更新手続が必要）

■ 認定登録申請書類の請求・配布方法（10月19日より配布）

・認定登録申請書及び関連書類の配布請求先

社団法人日本鋼構造協会 建築鉄骨品質管理機構

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-1 四谷三菱ビル 9階

・申請書類の配布請求方法

【郵便でご請求の場合】

返信用A4判封筒に、①郵便番号、②住所、④氏名を明記し、120円切手を貼付し、書類代金として「500円切手」を同封し、「建築高力ボルト接合管理技術者特例措置認定登録申請書配布依頼」の旨を記載して、配布請求して下さい。

【本協会窓口で請求する場合】

申請書類代金500円と引き換えに配布致します。

■ 本件に関する問い合わせ先

社団法人日本鋼構造協会 建築鉄骨品質管理機構 事務局

〒160-0004 東京都新宿区四谷 3-2-1 四谷三菱ビル 9階

TEL 03-5919-1539 FAX 03-5919-1536